

第 11 日目（6 月 20 日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 26 名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第 1、平成 26 年請願第 3 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

本件について総務文教委員長・佐藤 剛君の審査報告を求めます。総務文教委員長。

○佐藤総務文教委員長 おはようございます。では総務文教委員会に付託されました事件の審査の結果を報告させていただきます。

総務文教委員会に付託された事件につきましては、平成 26 年 6 月 16 日に審査した結果、次のとおり決定したので報告いたします。

平成 26 年請願第 3 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書は、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

委員会では、請願の内容については既に皆さんにお配りとおりでありますけれども、紹介議員の寺口議員から補足説明をいただきました。

その後、質疑を行いました。質疑は 1 名の委員からですけれども 2 点ありまして、現実として 30 人以下学級も多いけれども、制度として 30 人以下を求めるのかという質疑でありました。このことについては国の制度として整備を求めるものだということでありました。そしてもう 1 点が国庫負担についてでありますけれども、減額分は地方交付税措置があるのではないかというような質疑がありまして、その部分については文部科学省の制度にのっとって義務教育費の国庫負担として予算組みを望むものだという説明でありました。

その後、各議員に意見を求めましたが、意見はありませんでした。次に討論を行いました。討論はありませんでした。その後、起立による採決が行われまして、結果といたしまして全員賛成で採択すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議 長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成 26 年請願第 3 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、平成 26 年請願第 3 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第 2、平成 26 年請願第 2 号「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本件について社会厚生委員長・塩谷寿雄君の審査報告を求めます。社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 おはようございます。本委員会は平成 26 年 6 月 10 日に付託されました事件を審査した結果を、次のとおり決定したので報告いたします。

平成 26 年請願第 2 号「手話言語法」制定を求める意見書の提出について求める請願でございます。

審査を行った日は 6 月 16 日、委員全員の出席でございました。説明議員の清塚議員のほうから補足説明をいただきまして質疑に入り、3 名の方から質疑をいただきました。その中で「手話言語法」がないために生じるデメリットについて、市内の方から相談などを受けたかという質問に対し、市内には聴覚障害の協会はないのですけれども、県内には 10 数か所あるということで、長岡の支部の 2 人からこの説明を受けたということでありました。また、2011 年に改正障がい者基本法が制定されたが、その実効性を保つために「手話言語法」の制定を求める意見書が出されたのかということで、そういうふうに理解しているというような答弁でございました。

もう 1 つは、市内にはこの団体がないそうだが、この団体は県内の聾者の方々の意見を集約できるのかという質問に対し、県内もそうですけれども都道府県からも採択を受けているという、こういった実情を踏まえてもらいたいというような答弁でございました。

質問を終わることにし、討論に入り討論はありませんでした。請願第 2 号「手話言語法」制定を求める意見書の提出について採決を行い、全員起立で請願第 2 号「手話言語法」を求める意見書の提出を採択すべきものと決定いたしましたところでございます。以上、報告を終わります。

○議 長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「４番・議長」と叫ぶ者あり〕

まず本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。４番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。傍聴者の皆さんありがとうございました。「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願について、賛成の立場でみらい・創幸クラブより代表で賛成の意見を述べます。社会厚生委員長より先ほど十分な報告説明をしていただきましたのでご理解はいただいたと感じていますが、自分の思いを少し付け加え述べさせていただきます。

私が高校生のかとき、いつも電車の中で毎日のように長岡の豊学校へ通う複数の児童と一緒に通学したことがありました。普通であれば地元の学区の小学校に通える子どもたちなのに、そして保護者の方々も大変な苦勞をされているのだなど、高校生ながらに感じたことを今思い出しました。私たちの大多数は声を出して、それを耳で聞くことによって、つまり音声言語を使ってコミュニケーションをとることが当たり前のように思っています。聾者は昔から手話を使ってきました。手や指、体の動きや顔の表情を使ってコミュニケーションをとる視覚言語いわゆる手話です。その手話は法的に言語として認められない過去もあり、聾者はいろいろな場面で不利益や差別もあったことは事実です。

聾者がどこでも気兼ねなく自由に手話が使え、さまざまな場面で手話通訳者が来てくれるような社会環境の整備、テレビなど公共放送では音声言語と同じように、手話による情報伝達を実施すること。これらを可能にするために、手話の国民的な普及をはじめ、公的機関への手話通訳者への配置と要請、また、いつでもどこでもどんな内容でも対象とする手話通訳制度として充実することが求められています。

それらを実現するためには、「手話言語法」の制定が必要です。そして手話だけでコミュニケーションをとる方、全国で約６万人の思いと、この傍聴席で採否をかたずを飲んで見守っておられる傍聴人の願いに応えるのが議員の役割だと考えます。改めて議員各位のご賛同を賜り、南魚沼市議会として請願を採択していただきますことを、重ねてお願いをして賛成討論といたします。

○議長 長 次に本請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に本請願に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成 26 年請願第 2 号 「手話言語法」 制定を求める意見書の提出を求める請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員。よって、平成 26 年請願第 2 号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第 3、第 53 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 53 号議案の提案理由を申し上げます。今補正予算は、平成 27 年度からの報酬改定等介護保険制度改定に伴いますシステム改修により補正をするものであります。

歳入で介護報酬改定に伴うシステム改修事業について、国からの補助金及び一般会計からの繰入金を計上し、歳出でシステム改修委託料を計上するものであります。このことによりまして、歳入・歳出予算総額に歳入・歳出それぞれ 624 万 6,000 円を追加し、予算総額を歳入・歳出それぞれ 62 億 7,024 万 6,000 円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 53 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第 53 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 54 号議案 平成 26 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 54 号議案の提案理由を申し上げます。今回の補正は、新病院事業の資本的収支において、建設工事費及び医療機器購入費をそれぞれ増額補正し、財源としては企業債及び一般会計からの繰入金を予定するものであります。

資本的収入では、新病院整備に係る企業債を4億6,150万円追加し、一般会計からの繰入金金を1億5,734万円追加するものであります。

資本的支出では、新市立病院群の移行開設に向けた準備を本格的に進めるため、4月1日付で設置いたしました病院開設準備室の職員人件費の不足を2,030万円、新病院整備委託料を3億9,814万円、医療機器購入費として2億円を増額補正するものであります。

以上によりまして、新病院事業資本的収入及び支出の既決予定額にそれぞれ6億1,884万円を追加し、総額を36億1,884万円に改めさせていただきたいものであります。詳細につきましては大和病院事務部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは詳細説明を申し上げます。第1条は総則でございます。第2条 資本的収入及び支出の補正につきましては、実施計画明細書で説明を申し上げます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。資本的収支でございます。収入では2款1項1目企業債に新病院整備に係るものとして4億6,150万円を追加し、2項1目他会計繰入金に一般会計からの繰入金1億5,734万円を増額計上いたしました。

支出では市長の説明にもありましたように、1年後に迫った医療費再編の中で市立病院群の移行開設がスムーズに行えるよう、4月1日付でゆきぐに大和病院内に病院開設準備室を設置し、4人体制で調整・準備にあたっております。当初予算の段階では、正職員2人分の人件費の計上でありましたので、2人分が不足することから2款1項1目建設工事費に職員給料890万円、職員手当700万円、法定福利費440万円をそれぞれの節において増額計上いたしました。

また、新年度に入り総務省との企業債の協議の中で、新病院整備施設備品及び医療器械費について整理をさせていただきました。これによりまして、2款1項1目建設工事費の委託料に3億9,814万円を、2款1項2目医療器械等購入費に2億円を増額計上いたしました。総額で収入・支出それぞれ6億1,884万円を増額計上いたしました。

1ページをご覧ください。第3条継続費の補正であります。昨今の社会情勢から資材、労務単価が高騰していることなどから、新病院整備費の増額が必要になるため、総額に14億円を増額し、総額を50億5,000万円とし、年割額では平成26年度30億2,187万円に、平成27年度を12億7,215万円に改めたいものでございます。

2ページをご覧ください。第4条企業債の補正でございます。企業債の増額に伴いまして、限度額を4億6,150万円増額し、31億4,050万円に改めたいものでございます。

第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正についてであります。職員給与費を2,030万円増額することから、28億5,362万円に改めたいものでございます。

6ページをご覧ください。平成26年度予算から会計制度の変更によりまして義務づけられました、南魚沼市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書の補正でございます。この計算書につきましては、後ほどご確認をいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 議案1 ページ目にあります継続費の補正ということに関連をしてお伺いをするわけですが、3月予算で議決をした36億円の工事費でありましたが、結局のところその建築20億円はどのくらいになるのか。そして設備10億円がどのくらい、電気6億円がどのくらいになるのかという説明をまずいただきたいことと、その財源の内訳であります。当初は再生基金で4億3,000万円ほど、それから地方債で16億円、交付金で4億8,000万円ほど、合併特例債で10億円ほどと、こういう予定であったわけですが、この辺の数値がどのように変わるのかということをお伺いしたい。

それからもう1点は、けさも見てまいりましたが、工事は5月28日ですか地鎮祭をして今現在、土壌改良を行っております。契約では平成27年12月末完成というような契約でありました。こうした中で平成27年度に継続費で10億円増ということでの今回の補正であるわけですが、相当大きな公共事業でありまして、一番問題にするのは地元業者への発注ということを主眼に置いてきたわけです。地元業者に果たして契約のときに出されているような人件費というものがきちんと行き渡っているのかということ、やはり3割もアップするというような部分を聞いていますので、そのところは慎重に調査をしていただきたいわけです。この部分についてどうなのかということで3点をお伺いします。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 まず、財源でございますが、当初といいますか県からの受託分も見込みまして7割ちょっと3分の2強いくということでございましたが、当然でございますけれども資材費等々の高騰によりまして、今は6割弱ぐらいかなという気がしております。一般的な公共事業から見ればまだ高い割合かなというふうに思っております。

それから、財源の主なものでございますが、企業債と合併特例債でございます。それで今回補正をいたしますと、長期債の償還額、要はお金を返せるか否やというところが問題だと思っておりますので、1億4,000万円弱というような数字になると思っております。この長期債を安定的に償還していくということが、病院を継続していく中で一番大事な部分でございます。当然交付税措置等の財源もございますが、最終的には病院がいかに収入を得るかということでございまして、病院の収入につきましても、入院収入が一番比率が高いということでございます。

例えばですが、平成25年度の六日町病院の収支がこの間記者発表になりました。皆さんご覧になっている方も多いかと思いますが、病床利用率が65%ということで非常に低い値でございます。これが私どもが先般といいますか、3月議会でも市長のほうから申し上げましたように、80%から85%あると非常に経営が安定していくと、償還をしながらきちんとした運営ができるということでございます。

六日町病院につきましても例えば2割弱でございますが上がると、35人増えるということになりますと、年間にして4億円強の収入が増えるということでございます。実質的な赤字が、繰り入れは別にしましてゼロというような安定した状況になるということでございませ

て、ここを一番重視しております。

そのような中から、新病院の経営という面からでございますが、当然自分で85%するということはちょっとなかなかきついのかなということがございまして、魚沼基幹病院の荒川先生、それから内山先生に市長をはじめ私どもは会うたびでございますが、安定的に患者さん方から帰ってきていただきたいと——帰ってきてというか紹介をしていただきたいと。例えば1日当たりで5人から10人は最低限きちんとしてくれということ、常々お願いをしております。当然連携という面が一番財源といいますか償還には必要なこと、安定的に償還をするということに対しては、必要なことであると思っております。

それから六日町病院でございますが、大変患者様には恐縮な表現になるかもしれませんが、人工透析患者が90人から100人いるということで、経営からいいますと安定的な収入が4億円強あるということで、そこをうまく——患者様にとっても必要な医療でございますし、病院の経営についても非常に安定的な部分ということでございます。

それから、面積がちょっと大きくなってございますが、リハビリテーション。これから高齢化が進んでまいりますのでそこと、リハビリの専門医としまして大西先生という方から昨年来ていただきました。いろいろまた地域包括ケア病棟という新しい制度もできましたので、そこと連携をしながら収入をきちんと図っていききたいというようなことで、先生方は考えているようでございます。

それから、未発注分でございますが、建築機械、電気ということで3月議会時には9億円から11億円ということでございました。ほぼといいますか、その真ん中と言っては失礼ですが、言い方がちょっと悪いですがけれども、10億円ということで試算をしております。

言い加えまして、幾ら上がるかということですが、建築工事につきましては約5億5,000万円程度だというふうに、今の積算——もう1回今再計算をさせておりますが、考えております。器械設備につきましては2億円程度、それから電気設備につきましても2億円。それで備品を長期債に振りかえた分がございまして、これは建築工事の中に入れていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点でございますが、地元の活用といいますか、きちんと労務費や何かに反映されているのかということでございまして、調査をしたことはございません。ただ、私どもは地元の会社を使う、あるいは人を使うというのは、当然市の税金も入るわけでございますので、そこはもう肝に銘じてということで、常々業者さん方にはお願いをしております。ただ、命令をすとかそういう内容ではございませんので、「極力」という形の中で要請をしていくというようなことかなというふうに考えております。また機会があるごとに、そういう地元からの資財調達、あるいは労務単価を少しどうですかというようなことは、またお願いをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 返済部分については、若干、担当委員会の中でもお聞きしていただきましたので、年間だけ1億4,000万円での返済でいきたいというのはわかっておりました。私が聞いたか

った部分は、3月の当初予算のときに聞いたような財源内訳の中で、例えば合併特例債は4分の1ぐらいであろうという部分でありました。交付金については企業債の22.5%は出るだろうと。地方債は残った部分であって、再生基金については4億3,000万円であるけれども、これ以上は増えないだろうという部分であったり、こういうところの数字の計算方法が変わって、さらにこの50億円という数字になっているんだというふうに思うわけです。この部分はそこのところをお聞きしたかったわけです。そういう実際どうなったかということをお聞きしたかった。

それで、最後の部分でありますけれども、労務単価が上がっていないというような同僚議員からの発言もありました。ここで3割ぐらいも大幅にアップした契約をこれから結ぼうとしているわけですが、そういうことの実態はどうなのかということはずまず調べる。それから実際に契約をなされたときに、うちの市は公契約条例というのは持ってごさいませんので調べられないと、これは当たり前のことですけれども、少なくとも準備室なのか医療対策室なのかかわからないけれども現場へ出て行って、地元業者が来ているなどというところは常に、監視ではありませんよ、やっぱり見守っているといくという姿勢も非常に大事だと思いますけれども、この2点について再質問します。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 主催自体が直接、先ほど申しましたように仮設駐車場のように県から受託できちんとする部分もごさいますので、詳細な仕上がりというのはちょっとわからないのですが、おおよそでございまして、もう10億円しますと、合併特例債で12億円ですね。それから、企業債として後年度返ってくる分でございまして、8億円強かなというふうに思っております。

それと医療再生基金の補助金でございまして、5億6,500万円だったと——4億じゃなくて5億6,500万円というような中でございまして、財源といいますか、おおよそ入ってくるのがこのぐらいということです。残りにつきましては、まあ償還のときに稼ぐと言うとちょっと表現が大変恐縮ですが、先生方から頑張ってください部分ということだというふうに思っております。

それから、大変恐縮ですが、給与が上がって幾ら出すというのは、ちょっと私どもが民間の会社に聞くというわけにはまいりませんので、きちんと要請をしていくということをお願いをしたいと思います。当然でございまして、民間の会社に、お前さんは日に幾ら出しているとか、私どもは指導機関でございましてそういうのはもう全く——ただ、先ほど申しましたように、きちんと地元に戻元する部分といいますか、最終的にもってくる部分はきちんとしてくださいよというお願いはきちんとしたいと思っております。以上でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 最後の部分でありますけれども、準備室なのか医療対策室なのかということで、はりつけとは言いませんけれども、現場へ常に顔を出す。本当に地元の業者でやって

いただいているのかというところを見守るかどうかということについての方針ではないですが、それについての答弁はありませんでした。

○議 長 市長。

○市 長 今、法的な拘束力やそういうものはないということは当然でありますけれども、地元で結局ある程度きちんとお金を落としていただきたいという意味も込めて、建設業者は地元企業と県内大手というジョイントであります。あと、電気設備については、ほとんどが全て地元業者ですね。トップのほうもそういうことであります。ですので、建設部分については地元業者もいらっしゃいますので、私のほうからもまたきちんと、いわゆるトップであります本間組のほうにも、地鎮祭のときに申し上げてはおきました。その後またそういうことであれば、私たちもきちんと——これはまあ医療対策室が行けとか、準備室が行けとかという問題ではありませんので、私のほうからまた正式に、そういうことをきちんとやってくださいということは申し上げてまいりたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 いまほどの最後の問題ですけれども、寺口議員から公契約条例という言葉も出ましたが、要請とか申し入れをするということでこの実態を把握することは困難であります。1つの手法として公共事業なりあるいは企業が栄えれば、末端の労務費やあるいは仕入れ業者そういうところに、お金が潤沢に回るという論法もあるのかもわかりませんが、今そういったことを望んでそうなるというふうに思う人は、多分ほとんどいないと、そういう実情ではないという状況だと思います。

そうした中で、じゃあ何でそういった追跡調査ができるかということになりますと、今は公契約条例よりないと。契約の時点でそういった調査に応じていただきたいということを盛った契約をしない限りは、できないというふうに言われております。やはりそこへ一步踏み込んで、そして公共事業をきちんとしていくか、あるいは指定管理者契約をしているかというところが、今は求められている時代だというふうに言われております。私は1つの手法として、きちんとその検討をする余地があるのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 過去におきましてそういう事例があったのかないのかは、私はわかりませんが、市内のそういう業界の皆さん方から、安く受けてしまったという話があります。けれども、元請が何といいますか賃金を安く抑えてとかそういう話は、全く聞いてもおりませんし、本来はその公契約条例なんていうことが、私は全然必要だと思っていないんです、私はですね。ですから、きちんと指導といいますかお願いをしたりということの中で、間違いなく信頼関係の中で私はやっていけると思っております。ですので、公契約条例を今、制定するという考えは全くありません。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 賃金が抑えられていない、いると思っていないとか。じゃあ、いいですか、

積算ですよ。設計単価とか、あるいは市長が決める希望価格ですよ。そういった中にはそういったものが全部含まれているわけです。それが適正に労務単価に反映しているかどうかというあたりは、やはり発注者として責任がある問題だというふうに私は思います。企業任せ、それは潤沢に仕事があったり、あるいは右肩上がりの時代であれば、そういう押しなべて順々にそういった境遇が得られたかもわかりませんが、今はどう生き延びるかというそういった時代でありますので、そこまで私は考慮できる企業は少ないというふうに思っています。

ですから、そういったところをきちんと指導なり契約をしていくということが、この税金を使った公共事業というものがその先陣を切るべきであるというふうに私は思います。そうあっさり言わないで、どういった効果があるのかなど、本当にそういった監視はできるのかなど、そういった前例があるのかなど、そういうところをやはり調査をする気持ちが欲しいと思いますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 皆さん方は企業性悪説といいますか性悪説的な部分ですが、私は性善説であります、そういう企業もいるかもわかりませんよ。いるかもわかりませんが、我が市内においてそういう部分というのは、今まで私はその話を直接的に聞いたこともありません。それは、もともとが自分で安く請けて大変だと、まあ請けた方のこれはありますよ。ですから、それを我々が設計している単価、これは例えば労務単価1人1万円としましても、それを全部払えということではないわけです。これはおわかりのとおりでよくわかっていらっしゃると思いますけれども。極端に世間の常識と離れた、相場と離れた単価で支払っているということは、私はないと思っております。当然、今企業も、社会的な責任とか倫理とかというのは非常に強くなっていますから、頭からもう疑ってかかるようなことをするつもりは全くないということでもあります。ですから、それをしなくても別に何の問題も今のところない、私はそういう思いであります。どうしてもということであれば、それは議会のほうで議員提案でもやってもらうということだと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第54号議案 平成26年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 54 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、第 50 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは第 50 号議案についてご説明申し上げます。この改正は平成 26 年度税制改正大綱に基づき、平成 26 年 3 月 20 日成立した地方税法の一部を改正する法律に伴う改正のうち、先般 5 月 27 日の臨時会で専決処分の報告をし、ご承認をいただいたもの以外のもので、市で税率等を定めることができる事項について税率を変更するものです。

それでは改正内容を、資料として添付した新旧対照表で説明させていただきますので、議案の 5 ページをご覧ください。なお、議案 2 ページ中段からの本条例附則についても、各項目に合わせて説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

現行条例第 22 条の 4 法人税割の税率の改正です。平成 26 年度税制改正において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため法人住民税、法人税割の税率を引き下げ、その引き下げ相当について地方法人税を国税として創設し、これを交付税特別会計に繰り入れることで、地方交付税の原資とすることとなりました。このため、地方税法改正により現行の標準税率 12.3%、制限税率 14.7%がそれぞれ 2.6%引き下げられました。

現在、南魚沼市は法人税割の税率を 13.9%としておりますが、現在、県内 20 市中 18 市が制限税率の 14.7%を採用しております。また、16 市が改正後の制限税率である 12.1%の採用を予定し、3 市は検討中となっております。当市では県内の各市との均衡、税源確保の観点から、法人税割の税率を現行の 13.9%から改正後の法の制限税率である 12.1%に改正するものであります。施行期日につきましては、附則第 1 条で平成 26 年 10 月 1 日とし、第 2 条で同日以降に開始する事業年度から適用するものであります。

続きまして、現行条例第 70 条軽自動車税の税率についてですが、地方税法の軽自動車の標準税率が改正されたことに伴い、当市の軽自動車税の税率を改正後の標準税率に改正するものです。第 1 号の原動機付自転車及び二輪車の税率は、約 1.5 倍に引き上げになります。ただし、最低は 2,000 円となります。

めくっていただいて 6 ページになりますが、第 2 号は軽自動車及び小型特殊自動車です。それぞれの区分に応じ、現行税率の約 1.25 倍または 1.5 倍に増額されます。施行期日につきましては、附則第 1 条第 1 号で平成 27 年 4 月 1 日とし、第 3 条で平成 27 年度以降の軽自動車税について適用するものであります。ただし、三輪以上の軽自動車については、附則第 5 条の規定により、平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の登録を受けたものについては、改正税率は適用となりません。

6 ページ下段の現行条例附則の改正です。現行条例附則第 15 条を改正し、軽自動車税の税率の特例を定めるものです。排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車の普及を図ることで、環境負荷を軽減する、いわゆるグリーン化税制の一部として、三輪以上の軽自動車に対して

当該軽自動車は初めて登録されてから、13年を経過した6年度以降の軽自動車税について、改正後の第70条で定めた新税率のおおむね20%増の従課税率を適用するものであります。施行日につきましては、附則第1条第2号で平成28年4月1日、附則第4条で平成28年度以降の軽自動車税について適用するものであります。

8ページに資料その2として、軽自動車税の税負担の変化の資料を添付しましたのでご覧いただきたいと思っております。自家用乗用車の場合の例ですが、一番目の丸につきましては、新車で購入し現在所有し、将来も所有し続けた場合です。仮に平成20年中に購入した車であれば、平成33年度までは現行と同額の7,200円、13年を経過した翌年度の平成34年度以降は、新税率1万800円の20%増しの従課税率1万2,900円となります。

続きまして3番目の丸になりますが、この例では平成27年5月に新車に買い換えをした場合です。平成27年度は買い換え前の車に対して、現行の7,200円が課税されます。平成28年度以降は新税率の1万800円。それから登録から13年を経過した翌年度の平成41年度以降につきましては、新税率の20%増しの従課税率1万2,900円となります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1点お伺いをしたいのは、法人税割の税率の施行でありますけれども、平成26年10月1日から施行すると。今国のほうでは、法人税を29%ぐらいまで引き下げようという動きがありますけれども、そういうことが国で行われた場合についても、法人市民税の部分についても、また下げるといふ条例の改正は必要なのかどうか、この1点をお聞きしたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 当然のことながら、国のほうでは全体について国の法人税、それから市町村民税こちらのほうをトータルで考えることになるかと思っております。その関係で地方税法が改正になった場合につきましては、また条例の改正が必要になるというふうを考えております。

○議 長 質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 現行のうち100分の13.9%あるけれども、県内の他市では14.7%というところもあるというこの部分について開きがあったわけです。そして、この12.1%というのは上がるのか下がるのかについては、南魚沼市の財政状況によってそれぞれ勝手に決めていいですよという部分は、幅があるのだらうと思うのです。そしてそういう部分ですと、この12.1%というのはかなり下げた部分で設定をしたのか、いやまだまだ高い部分ですよという感じで設定をしたのかということをお聞きしたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほど説明を申し上げましたように、現行の標準税率それから制限税率ともに下がっておりますので、今決められるのは標準税率で9.7%、それから制限税率で12.1%の間で市町村がそれぞれ定めるようにということで、その間であれば市町村が決めら

れることになっています。それで、先ほども説明をさせていただいたとおり、県内の市についてはほとんどが制限税率ということで決定をしておりますので、当市についても制限税率である12.1%を適用させていただきたいということです。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 私はこの税率について1点だけ質問をさせていただきますが、特に小型特殊の農耕用でございます。どこの市でもそういった標準税率が決まったということであるからやむを得ないかもしれませんが、今、非常に農業に対して担い手——私も担い手と言われてますからちょっと質問しづらいんですが——そうした中で農機具、田植機械とかコンバインは、期間的には軽自動車のトラックと違って本当にわずかな時期で、前回も上がったときは、何で田植機械まで税金を取るんだろうと、そういう声も多くあったんです。それだって仕方ないだろうという頭でいたのですが、またここへきて1,600円から2,400円。これがこれからまたどうなるかわかりませんが、農業をやっている皆さん方も本当に大変な思いでやっていた中で、またこの税率が上がってくるということになると、いささかちょっと不満を感じているところです。そういったものに対して、やはり農耕用については、その12.1%ということはやや高いのではないかなという気持ち。やはりこの点についても、よその自治体も大体みんな同じように納得というかそういうふうになったのですか。その1点ひとつ。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 農耕用につきましては、以前は国のほうで準則といいますかそれらが示されておりました。その関係でほとんどの市町村について標準税率である税率を適用となっております。ところがこのごろは国のほうでは準則というものを示してはおりません。ただ、総務省の説明の中で小型農機具につきましては1.5倍の2,400円というようなことで、国のほうがこれは通達とかということではないですけども、そちらのほうの例を示したということで、ほとんどの市町村において当市と同額となっております。中にはその部分を、議員がおっしゃるような考え方だと思いますけれども、その辺を抑えてある市町村についても数市町村はあります。以上です。

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 部長からの説明はよくわかりました。本当にこの南魚沼市も、市長も農業を守っていくんだと、そういう強い姿勢で今やっているわけでありまして。特にこの地域におきましては、よその市とは違って、田んぼも非常に厳しい中山間地も多くある中で、機械が壊れる率も非常に多いんですよ。普通の平場のところと違って、やはりそういったことも考慮してまた検討していただきたい。今後も我々農家にとっても、本当にわずかではありますが、大変な思いでやっているということを一言、言わせていただきました。ちょっとまた検討してください。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 説明の中で、市が決定できる税率ということではありますが、今ほどの話を聞いていますと、法人税については制限ぎりぎりを選択したとか。あるいは 1.2 倍から 1.5 倍とか、あるいは 100%という部分もありますよね。原付きについては 100%、倍ですよ。そういった選択ができる、あるいは考慮ができるもし税率であるとしたならば、今 4 月 1 日から消費税が上がって大変だというのは、直接取引を外税でやっている方々は感じますけれども、そうでない一般の方々はその割に感じない。あるいは業者であっても年度末、消費税を納める段階で、これは大変だということになるんですが、今現在は物価が上がった、仕入れが上がった程度でいるかもわかりません。

しかし、消費税増税あるいはプラス物価上昇という中で、本当に市民は大変な負担をしておられるというふうに私は考えています。そうした中で、やはり市としては、でも負担の少ないほうをという形で選択されたのかどうか、その辺をひとつ説明をきちっとしていただきたいと思います。据え置きというようなことを考えた経過があるのか、あるいは負担の極力少ないようなはからいをせんばならないというふうに考えられたのか、ひとつお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 この税率あるいは税額の変更について、担当課とよく相談をいたしました。法人税率、まずは税率ですね、そのものについては今部長が申しあげましたように、一応制限の一番上ですね。これは当然私たちの市税が減ってくるわけですから、それに対して市長会等でも減った部分の財源手当をきちんとやれと、やりますというところまでいっていますけれども、じゃあどうしてやるかなんていうのはまだはっきりわかりません。そういう中では最高位をとらせていただいたわけです。それはご理解いただけますよね。

それで軽自動車あるいは農耕用これらにつきましても、いちいち全部は申しあげられませんが、相当熟慮そして議論をした中で、こういう方向でやむを得ないだろうということでもあります。それは上がらなければ一番いいわけですがけれども、なかなかそういう選択もできなかったという部分でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は第50号議案について説明を聞きましたが、そしてまた今の市長の答弁を聞きました。そうした中で、熟慮の結果、こういうふうに抑えたという答弁を得られませんでした。私はやはり初年度予算の段階でも申しあげましたけれども、こういった物価上昇あるいは生活負担の問題については、やはり国の政策によって負担を強いられている。これを解決あるいは和らげる責任は、末端自治体にあるというふうに捉えています。

そうした中で選択ができる市税や、こういった税金については、私はこの時世では極力抑えるという形をやはり取るべきであるというふうに思います。市の財政が大変だからとかということで、こういった負担をさらに上乘せをしていくということは、市民にとっては大変な事態を招くということになるかと思しますので、私はこの議案について反対をさせていただきます。皆さんの賛同をお願い申し上げます。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 50 号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 50 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 6、第 51 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。消防長。

○消 防 長 それでは第 51 号議案の説明を申し上げます。平成 25 年 12 月 27 日付で消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う改正条例でございます。

改正の概要でございますが、平成 25 年 8 月に京都府の福知山市花火大会会場におきまして、火災が発生したことを踏まえ、対象となる火器を使用する器具の取り扱いに関する規定の整備と、河川敷や公園など屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任と火災予防上必要な業務計画の作成等を義務づけるものでございます。

資料として添付をしております 5 ページの新旧対照表をご覧ください。目次の第 5 章避難管理の次に第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理（第 42 条の 2・第 42 条の 3）を新たに加えるものでございます。

第 18 条をご覧ください。第 18 条第 1 項に第 9 号の 2 を加え、祭礼や花火大会など多数の者が集合する催しで、液体燃料を使用する器具を使用する場合に、消火器を準備することが必要となることを規定するものでございます。

次の第 19 条では、固体燃料を使用する器具、6 ページでございますが、第 21 条 電気を熱源とする器具、及び第 22 条の使用の際に火災の発生のおそれのある器具におきましても、第 18 条第 1 項第 9 号の 2 の規定を準用し、使用する際には消火器の準備が必要となるものであります。

次に第6ページをご覧ください。中ほどでございますが、第5章の2 屋外催しに係る防火管理でございます。

第42条の2 指定催しの指定は、屋外で行われる催しのうち特に大規模な催しは、あらかじめ指定催しとして消防長が指定することを規定するものでございます。なお、指定催しとなる催しは、国が示した基準では主催するものが出店を認める露店、屋台の数が100店舗以上となっております。

次に7ページの第42条の3 屋外催しに係る防火管理でございますが、第1項では指定催しとして指定を受けた主催者は、防火担当者を定め指定催しを開催する日の14日前までに、火災予防上必要な業務に関する計画を作成して業務を行わせること、第2項ではこの計画を消防長に提出することを規定するものでございます。

次の第45条 火災とまぎらわしい煙等の発生するおそれのある行為等の届け出であります。第6号を加え、祭礼等において対象となる各器具を使用する露店、屋台を開設する場合の届け出を義務づけるものでございます。

戻りまして3ページの附則をご覧ください。施行の日は消防法施行令の一部を改正する政令の施行日に合わせまして、平成26年8月1日から施行したいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。1番・永井拓三君。

○永井拓三君 5ページの18条の部分ですけれども、液体燃料を使用するということが、これで仮に火災事故があった場合には大規模な被害があるのではないかというのが、その改正に当たっての京都の事故だと思えます。これに対して消火器の準備という点ですけれども、消火器にもいろいろサイズがあったり、サイズとは関係なく能力の問題も思いますが、この能力については特に設定はされないということではないのでしょうか。

○議 長 消防長。

○消 防 長 消火器の準備の件でございますが、基本的にはそれぞれの露店に1本ずつ設置をするということになっております。なお、サイズそれから消火器につきましてはガス系、液体系あるいは粉末系とさまざまございますけれども、特に指定はございません。液体系ですとやはり粉末系の消火器が適しているものかなということでございますので、それぞれ燃料によりまして、消火剤のほうは選定をするということが望まれるというふうに考えております。以上でございます。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 液体に関しては、これが向いている、あれが向いているということがあると思えますけれども、実際にその監督指導等々は現場で行うことはあるのでしょうか。

○議 長 消防長。

○消 防 長 先ほど説明をさせていただきましたが、指定催しということになりますと、業務計画これを提出していただくわけですが、それに基づきまして職員のほうで現場を立ち

入らせていただきます。そのときに当然消火器、あるいは露店の中で燃焼器具等の管理もさせていただきます。そんなことで今ほど考えておりますが、ただ、指定をされなかった催し物につきましては、届け出はいただきますけれども、必ずしも職員が現地に赴いて指導管理をするというところまではいかない部分が、当然出てくるかと思っております。以上でございます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1番議員の質問とかぶるところもありますし、おおむねそこで了解したのですけれども、ただ、指定催しが100店舗以上ということなので、それは大きくなればそれなりにやっぱり計画書を出してチェック体制も整えながらやるということです。けれども、それより小さいところですよ。それについては計画書は計画書でやっぱり出さなければならぬわけで、小さいところには消防署のほうで個別にチェックは回らないということですが、確認ですが100店舗以下のところについては、計画書を出してそのまま済むのかどうかそこら辺をもう1回確認いたします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 ちょっと説明が不足していたかと思っておりますけれども、一応、国の基準で100店舗以上の露店・商店が出るものにつきましては、消防長が指定する指定催しということになりますので、計画書は出していただくことになります。それ以下の露店・商店が出る催し物につきましては、火を使用する設備を使いますよという届け出だけです。業務計画については提出の必要がありません。

私どもとしましては、100店舗の露店、商店が出る催し物というのはかなり大規模になります。それ以下の例えば五十沢地区でやるものとか、城内地区で商工会主催でやるそういったものもございますので、そういったものにつきましては届け出が出た段階で主催者の皆さんと協議をした中で、一応、立ち入りをさせていただくということで今考えております。以上でございます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 この指定催し、100店舗以上の露店が出るこの催しは、今、市内で年間幾つぐらい該当するのでしょうか。まずその辺からお願いします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 昨年あるいは昨年度の実績で申し上げますと、塩沢地域の住吉神社大祭これが出店数が118店舗、それから兼続公まつりこれが130店舗、浦佐毘沙門堂裸押合大祭これはことしですけれども193店舗ということでございます。以上でございます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 さしあたって兼続公まつりが近づいているわけでありまして……（「住吉が早い」と叫ぶ声あり）申しわけありません。そうだね、2つあるわけでありまして、当然準備段階でそういう委員会の方々との打ち合わせはやっていると思います。火を扱わない店舗も当然あるわけでしょうけれども、そういう方々からのいろいろな、打ち合わせの段階で

どんな意見が出ているか聞かせてください。

○議 長 消防長。

○消 防 長 この100店舗の中には、火気を取り扱わない露店・商店も含まれます。本当のところを申し上げますと、まだ具体的に主催者の皆さんと話はおしておりません。これからということになります。なお、この条例の改正が、ことしの8月1日からということになりますので、場合によるとこの条例が適用にならないのですが、そうはいつでも日にちが離れているわけではございませんので、それは担当課のほうと、あるいは主催者側と協議をした中で、準じた形で立ち入りをさせていただきたいというふうに考えております。

〔「了解しました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第51号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開は11時05分といたします。

〔午前10時45分〕

○議 長 休憩を閉じて、本会議を再開いたします。

〔午前11時04分〕

○議 長 日程第7、第55号議案 南魚沼市新市建設計画の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第55号議案につきましてご説明を申し上げます。本案の新市建設計画変更につきましては、市長が所信表明それから先般の一般質問の答弁でも申し上げているところでありますが、平成24年6月に東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行されまして、新市建設計画に基づく合併特例債の発行期間が5年間延長されました。そのことに伴いまして、新市建設計画の計画期間を5年間延長するとともに、財政計画を見直し、合併特例債事業の無理のない実施を図り、より総合的かつ市の均衡のある発展を維持していくために、このたび新市建設計画の変更につきまして市町村の合併の特例に関する法律——これは昭和40年法律第6号いわゆる旧

法といわれている部分のところでございますが——第5条第7項の規定に基づきまして議決を賜りたいものでございます。変更が必要と申しますか、伴う新潟県などの関係機関等の協議につきましては、これも市長が所信表明で申し上げたところでございます、県知事から5月22日付でこのたびの計画変更につきましては、「異議なし」ということで回答をいただいているところでございます。

それでは議案をご覧ください。新市まちづくり計画と題しておりますところの変更後の新市建設計画を、議案の別紙として添付しております。そのほか議案資料をその1、その2、その3ということにつけさせていただいております。その1が1ページから11ページにわたるものでございますが、計画の変更部分に係る新旧対照表でございます。資料その2ということで12ページから14ページに変更の概要及び平成27年度以降の財政計画の推計方針、15ページには今ほど申し上げました県知事からの回答の写しを、議案資料として提出させていただいているところでございます。

変更の骨子といたしましては3点ございます。1点目が新市建設計画の計画期間を5年度延長いたしまして、平成32年度末までとすること。2点目はその建設計画期間の延長に合わせて、財政計画の計画期間も平成32年度末までとすること。3点目はそれに伴いまして、その他の文言の修正と所要の整理を主なものとしていただいているところでございます。

それぞれの変更箇所及びその内容につきましては、既に皆様、今回提出させていただいた議案、それから今ほど申し上げました議案資料をご覧ください。内容についても読み込んでいらっしゃるかと思いますので、添付させていただきました変更概要部分に係る説明につきましては割愛させていただきますが、財政計画の推計方針とそれぞれ多数にわたっている部分でございます。その部分の補足、詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜るようお願い申し上げます。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 それでは私のほうから財政計画におけます平成27年度以降の推計につきまして資料の補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料のほうは13ページ、14ページとなりますのでご覧いただければと存じます。まず、最初に今回の推計に当たってですけれども、この新市建設計画につきましては第1次総合計画に包括されておまして、より具体的な内容につきましては、総合計画の中にあります実施計画ローリングの中で検討を加えながら事業化されているといった経過がございます。

財政計画の部分につきましては、平成19年度に策定いたしまして平成21年度、平成24年度にそれぞれ変更を加えました現在、財政計画（変更2）といわれるものの中で検証されながら進んできているというような形になっております。こういった状況でありますので、今回の推計におきましても、この最新の予算、平成26年度予算とこの推進方針これを……失礼しました。財政計画（変更2）の推計方針を踏襲しながら、経過期間5年を延長することに伴う合併特例債の影響を反映したような内容の変更といたしております。

数値の区分方法につきましては、財政計画（変更2）ではまず大区分で経常、臨時、特別といったような区分をさせていただいているところがございます。このため、今回変更の状況を比較検討する際には、ちょっとわかりにくい部分が多くなっております。特に歳出につきましては、今回の新市建設計画の財政計画の数値の区分のそのままの数字ですと比較できない場合が多くなっておりますけれども、どうぞご了承いただければと思います。

なお、ご覧の資料の各項目の概要欄の記載、13ページ、14ページにそれぞれ概要欄がございますけれども、これにつきましては財政計画（変更2）の中の中分類、分類の推計概要から引用しながら、特記事項を書き添えた形としておりますのでよろしくお願いいたします。また、概要欄に下線をつけた部分が数点ございますが、これは歳入では分担金・負担金それから国及び県の支出金、地方債、地方交付税の欄にありますし、歳出のほうでは公債費それから建設事業費、投資出資貸付金のところがございます。これらは今回の5年の期間延長に伴いまして、最新の実施計画建設事業を反映しながら、平成32年度までの予定事業も概算計上したような形で、合併特例債の充当とその影響額を考慮しております。その変更、修正を加えた部分などが下線ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは項目ごとに説明を加えさせていただきます。まず、資料13ページの歳入でございます。平成26年度当初予算の数値で固定するものにつきましては、財政計画（変更2）では、平成24年度の当初予算数値としておりました。これは当然でございますけれども、最新の平成26年度としておりますので、増減があるという形になっております。

地方譲与税では5,100万円ほどの減額になっておりますし、地方消費税交付金が4,600万円ほどの増、そういったことでそれぞれの費目の合計をさせていただきますと、交付金関係の譲与税交付金関係では、3,200万円ほどの減額で固定した形に今回はなっております。

次に平成26年度当初予算の数値を基本として数値補正するものという欄及び財政計画（変更2）の推計方法を基本として数値補正するものにつきましては、いずれも建設事業の影響を反映して加算したものとなっております。

市債に占めます平成26年度以降の合併特例債発行額は、28億2,000万円の増額となっておりまして、80億6,000万円の発行見込みとなっております。これによりまして発行可能枠ほぼ全額を活用しているといったところでございます。

次に歳出につきまして資料の14ページをお開きください。財政計画（変更2）の推計数値とするものとしまして、人件費につきましてはそのまま同じ数字が入っております。ただ、維持補修費につきましては、財政計画その2では執行率を乗じて計上しておりますことから、経常分と臨時分の区分をしていること、そういう要点もございまして、数値がそのまま一致しておりませんが、推計方法につきましては全く同じものを踏襲しているといったところでございます。

次の財政計画（変更2）の推計方法を基本として数値補正するものにあります物件費、扶助費これにも財政計画（変更2）では執行率を乗じて算定しております。また、経常分、臨時分に加えまして特別分なども影響のある費目となっております、特にここが冒頭申し上

げました数値比較が難しい状況になっているかと思います。いずれにしましても、平成26年度の当初予算など、実情を勘案して増額したような推計となっております。

公債費及び建設事業費は、今回の新市建設計画の変更におけます歳出における典型的な影響額を示しているところでございます。公債費は平成24年度発行の市債までの償還予定額に平成25年度以降の各年度の新規発行の市債の影響額を加算推計しておりまして、あわせてこれは歳入のほうの普通交付税の中でもその影響額を反映しているところでございます。

また、補助費、繰出金につきましては、財政計画（変更2）とは企業会計、特別会計への繰り出し及び経営安定のための繰り出し基準外の補助、そういったものの計上方法が異なりますので、平成26年度までの区分に合わせるための調整をしているといったところで、これが財政計画（変更2）からは若干数字が合わない部分となっております。加えましてここでは普通会計の財政運営上、非常に影響の大きい繰出金につきまして最新の経営計画そういったものに対応しておりますし、水道事業では資本費平準化債の活用を予定しながら、繰り出しを最小限にした形にしております。病院や診療所の関連につきましては不明な部分も多い状況ではございますが、若干増額したような推計としているところでございます。この点につきましては今回、新市立病院の建設事業費の変更等がございましたけれども、この今回の推計にはまだ反映していないというふうな状況でございます。

最後にその他としまして投資出資貸付金がございますけれども、これにつきましても病院建設に伴います出資、これを合併特例債の充当事業でありますことから建設事業費に計上しております。このため、平成26年度の予算との数字が大きく変化がありますけれども、そういった推定の費目の整理の仕方によるところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 3点になるか4点になるかちょっと質問したいと思います。まずこの新市建設計画の5年延長の件ですけれども、これは同僚議員が一般質問でしていましたので、内容的にどうか意味的にはわかるんですが、ちょっと私がどうなるのかなというところは、ちょうど新市建設計画が27年までで、第1次総合計画とちょうど時期を同じくして非常にいい。第2次が新たな経済情勢の中で第2次総合計画が始まるということで、考え方も大分違ってくるのでいいあんばいだなと思っていたんです。けれども、今度は5年かわって新市計画が延びるわけなので、そうすると総合計画との関係がどうなるのかというところ。私はその新市建設計画は建設計画で平成27年までのところで、それで平成27年以降は新しい計画で、それで合併特例債のためだけにとっては失礼ですけれども、その対応として新市建設計画の中でその地方債の関係も含めて5年だけ伸ばしたというふうに、割と軽く認識をしていたのですけれども、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。それが1点。

もう1点がちょっと非常に細かいことで大変申しわけないのですけれども、37ページとか41ページとかそこにイメージ図が出ています。今度こうなるのですよというようなイメージ図が出ていますけれども、その中で市立病院のくくりがあります。そこへあれですよ、大

和病院とか城内診療所とかがあるのですけれども、市立病院のくくりの中へ六日町病院となっていますよね。表示的なことですが、正式には南魚沼市民病院といったほうがいいのか、六日町病院というふうに表示を残したのは何か意味があるのか。県立としてちょっと動くわけですから、そういう意味があるのかというのはわかりませんが、ここにかえるのだったら、そこら辺も六日町病院という表示はちょっと変じゃないかというような気がしますので、そこが2点目。今言った場所はわかりますよね。いろいろなところで出ていますし、別紙の中にも出ていますので。

もう1点が、また財政計画にちょっと話が戻ってしまいますけれども、ちょっと説明があったような気がします。繰出金のところ。病院事業基準外繰出のところは補助費に計上するということで補助費に入っているはずですが、この部分も今、若干説明があったような気がしたので。それで、補正のときにも私はちょっと質問もしましたが、補助費のところを見ますと財政計画が、平成26年度は20億円ぐらいでしたか。平成26年度の病院の方への基準外繰出が大体もう10億円です。そういうところからして、財政計画がきちんとそこら辺を見据えてできているのかというところが、ちょっと私は不安です。

ですので、さっき言いましたように、この財政計画は新市建設計画のためにいろいろ必要だから変更があった。きちんとした財政計画は、私は新しい総合計画をつくるときにもう一回見直します、というふうに言ってもらって、ああそうですかということですね。入ってくるのですけれども、その辺の考え方を教えていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず1点目でございますが、基本的には議員のおっしゃるとおりでございます。やはり震災、水害等で新市の事業計画で進めてきた事業が遅れている部分もございます。その辺のほうをわきまえて合併特例債を5年間、財源としての有効活用で建設計画を無理なく進んでいこうというのが主眼でございます。

ただ、今ほど企画政策課長の説明もあったところですが、私どものところでは新市建設計画は実際の試行に当たっては、総合計画、実施計画に溶け込んでの実施ということですので、全くこれからの総合計画を無視した形でその部分だけという考えではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目でございますが、六日町病院でございます。これも議員がおっしゃった点がございまして、今現在まだ六日町病院という形である。それから、建設協議のところでも県ともしているのですが、こういった記載でよろしいかと。ただ、条例的にも市立病院と銘打っておりますのでその辺の関連もあったのですが、今現在の中身で六日町病院という表記をさせていただいたところでございます。

それから3点目でございますが、説明にもございましたけれども現在平成26年度は当初予算ベースでございまして、このたびの病院に係る増分は、この変更計画の財政計画の中には反映されておられないという説明をしたかと思っております。ただし、最終的に議員さんもおっしゃったように、今後そういった形での財政計画の見直し等は進めていくつもりでございます。

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 質問した点はわかりました。最後のところだけちょっと私の考えも含めて話させてもらいます。財政計画、今後についてはそこら辺も含めてということですので、今度は財政計画の丸3になるのかどうかはわかりませんが、それはここまできたのですから、総合計画と合わせて財政計画がスタートするような段取りと申しますか、スケジュールで私は進めてもらいたいという気がします。それはまあ考え方ですので要望だけ言わせてもらって終わります。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 私もやっぱりちょっと感じているのは、5年伸びるのは災害があったとかそういう点でいいと思うんですが、ただ、同時にやるのは、これからの時期が交付税の算定がどんどん減って行って、市としては大変しんどくなっていく時期でもあったわけですね。今、全国的に合併した市町村に対して、また、合併した市町村がグループをつくって運動をして、その優遇措置の継続とかまたというのを求めています、やっぱり厳しいのは間違いないと思ひます。その見通しについてやっぱりちょっと説明を、本当に厳しいと思うからというふうに1回締めておかないとたるんでしまうので、そういう点どう考えているのか。

あと私がちょっともう1点気になっているのは、振興基金ですけれども、市長は過去に振興基金を、これから合併の特例の交付税の算定特例が終わったら、それをちょっとずつ切り崩していくというふうな話だったのですが、やっぱりでも最初からそれをあてにしているようでは、なかなか甘えが出てしまうので、そういうことがないように私はしていただけないかなと。今の思ひはどういうふうなのかをちょっと聞いてみたい思ひがあります。

○議 長 市長。

○市 長 財政的には非常に厳しいという認識には変わりはありません。当然厳しい。しかし、例えばこれを延長したから、今までと違った投資をどんどん、どんどんやっていくということにはなりません。平成27年というのが今までの期限であったわけですが、一応280億円前後の予定はしていたわけですが、その枠を当然超えるわけはありませんから、その枠の中で建設計画にのった部分を、約束した分をきちっとやっていくということですので、厳しい部分は十分承知をしながらやっていくということになります。

それから、振興基金ですけれども、これは特例期間が終わって、もうその後のソフトランディングするためにこれを使っていいですよということですから、当然これは取り崩していくということが前提でありますので、そこで緩むという考え方は持ちませんが、これはまあそのために使おうと申すということになります。

その辺が本来ですと平成28年度からという思ひはありましたけれども、何とか平成28年より平成32年以降ぐらいになってもらおうとありがたいのですけれども、これはやはりそのときの情勢だとかいろいろの中で、使うためにもためてあるというか、借りてあると申しますか。

そういうつもりですので、これはある意味、使うという方向だけはきちんと打ち出さないと、この部分はずっともう持っていて大丈夫ですよということにはなりませんので、それはご理解いただきたいと思っております。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 市長の言っている点は2点ともわかるのです。ただ、後半のほうはやっぱりちょっと市長の認識が間違えている点もあると思うのです。基金というのは、やっぱり要は合併した市町村の基金の果実を運用して、それによって均衡あるサービスをしていくための原資なわけですよ。なので、市長はソフトランディングするためというふうに言っておりますけれど、確かもう間違いなく私の言っているのが合併時の説明だったと思うんですが、そここのところの認識を間違えないでほしい。職員を安心させるとか市民を安心させるためにそういうふうに言っているのかもしれませんが、やっぱり基本は基本として守っていくべきじゃないのかなというふうに私は思いますが。

○議 長 市長。

○市 長 それはちょっと私がどう言ったかというのは特に覚えてはおりませんが、私の認識はこの特例債というのはその果実——特例債ではなくて振興基金ですね。これは果実を運用するという意味ではなくて、その後の行政需要に、いわゆる交付税も減っていくということの中で、そこにきちんとソフトランディングをするために使うものだというふうに私は思っておりましたが……。これ違うか。では、財政課長。違うなんて大変なことで、違うということではないと思うんですけれども、まあ、どうぞ。

○議 長 財政課長。

○財政課長 合併振興基金ですけれども、当初、合併振興基金の趣旨としては、果実運用型ということで積み立ててソフト事業に使いなさいということで始まりました。それから、償還した分はそれから取り崩していいよという、またこれは国のほうの見解がありまして、これもまあ今のところソフト事業に使いなさいということですが、償還した分は取り崩してソフト事業に使ってもいいですよということになっています。

その後、合併特例債が終わってからはどうこうという指導はありませんけれども、今のところ市長がおっしゃいましたように、ソフトランディング、合併振興基金、特例債がなくなった、あるいは交付税がだんだん減っていくというための調整に使うべきものと考えております。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 ちょっと認識が違ったというのは、今、課長が申し上げましたように、特例期間が終わるまでは、原資をみんな食えというこれはだめでしたよ。それは十分理解しています。それは果実の中で運用しなさい。特例期間が終わればそれを今、そういうことでもありますので、別に大変それをあてにして、どんどん、どんどんとってという意味ではありませんが、そういうことのために使うものだというふうに私は理解しておりまして、ご理解をいただきたいと思っております。極力残すようにはしていきますけれども、必ずやはり一

時的にはそういう時期がきますので、今、両方あわせて60億円あるから安心しているということではありませんが、一般質問のときにちょっと申し上げましたように、60億円財調と含めてある基金をやはりある程度食いながら、きちんとソフトランディングしていかなければならないと、こういう思いでありますのでよろしくお願ひいたします。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 市長の説明も財政課長の説明も全部わかっているのです。で、余りにも早くそのお金があるよということになると、けつが続かなくなるわけです。平成32年度からが一番しんどいわけです。最終的に後がね。例えば平成28年度から使っていて、平成32年度まで毎年10億円使っていけばそれはなくなります。そういうことはないと言いましたけれども、それこそ頑張っってしっかりとした財政計画の中で、平成32年まで今つくってあるのを、例えば40年までだけは大丈夫、これをこういうふうにして5億円ずつ削っていけば何年もつとか、そういうふうな姿勢も私は大事だと思いますので、そういう視点も持って、ぜひ財政運営をしていただければと思います。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 関連ですが1、2点確認をさせてもらいたいのですけれども。今の振興基金の解釈は、これはまあこれから私も勉強していこうと思っています。さっきちょっと出ました新市民病院の新たな財源、この辺の取り扱いがあるわけでしょうし、どうしても心配を私がするのは、いつも言うことですが、実質公債費比率がなかなか見通しとしても下がってこない。ほかの自治体は本当にもう10%切るか切らないか平均でいっているわけですし、我が市も悪いほうから勘定して千七百幾つも市町村がある中でまだまだ70番台でいると。こういうことが私は何かこうボディーブローで効いてくるような気がしてならないんですけれども、その辺も含めてですが、新しい財政計画——この間も一般質問であったわけですけれども、いつごろ大体我々の目の前に出てくるのか。それをちょっと示してください。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 新しい財政計画ということでございますけれども、今ほど説明の中にも出てまいりました財政計画（変更2）ですけれども、実際この財政計画自体も毎年予算が変わるたび、決算が出るたびに数値は修正しながら変更を加えているところです。

それから実施計画のローリングに際しましても、それに対応した修正を加えながら担当のほうでは管理を続けてきております。ただ、今ほど皆さんにご説明しましたとおり、普通のこの今回の新市建設計画の中にあります財政計画の区分と、区分の仕方が違いますと非常に皆さんわかりにくいかもしれません。今回の財政計画（変更2）は、結果をホームページのほうでも公開しております、市民の皆様がご覧いただける形にはなっております。ただ、決算カードとかそういった形で公表されているものと、やはり区分が違いますので、非常にわかりにくく市民の皆さんも検証がしにくい状況ではないかなと思います。その辺のわかりやすい財政計画の形なのかを検討しながら、早急にまた新しいものをつくってまいりたいと思います。

前回の財政計画（変更2）ですけれども、ご存じのように平成33年までの計画となっております。合併の特例が終了しました平成28年度から5年間、それとその翌年までという計画期間になっておりますので、これに対応したものとなりますとその後、平成38年までの計画というのが同じ期間であれば必要になるわけですけれども、そういったものを視野に入れながら区分の方法も検討を加えながら、なるべく早いうちにお示ししたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 ありがとうございます。私なんかはそういう数字の見方が、まだ本当に足りないわけです、その能力としてね。ホームページに出ているとか、申しわけありませんが、私はホームページは余り見ませんし。それでやっぱり判断をしていくその都度、その都度の1年、2年のそういう変更も大事ですけれども、長期的に見た場合のそういう判断を我々議員がしないで誰がするのかとなると、なかなかそこが問題なわけです。やっぱりこういう大きい締めるときには、全員協議会であろうが何であろうがしっかりした中で時間をかけて、私どもにもレクチャーをしてほしいのです。そういうことを財政計画の早めの——早めといいますか適正な時期の提出も含めて、我々に周知徹底するような形で進めてもらいたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 まさにそのとおりでありまして、我々も議会に隠蔽をしようという考え方があるわけではありませんので、準備が整い次第、ご要望であれば全員協議会でもやらせていただきますし、担当委員会も含めてきちんと丁寧にご理解いただけるように説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 こうして1冊にまとめてもらおうと、どこからどこまでという話になるとなかなか面倒なところですが、これが実施計画等で明らかになって、また予算等も盛られてくるわけでありまして。私はやっぱりこの地にきちんと住めるまちとはどういうものかということ、やっぱり位置づけるのが必要なのかと。あるいは立地条件等から能書きはありますけれども、これを生きるために使う、利用するにはどこかという基本的な部分をきちんと持っていて、それについて一丸となっていけばということがやっぱり必要なというふうに私は感じました。

そうした中で最近、この温暖な地域という日本は、やっぱり森林あるいは農業だろうということは誰も認めるころだろうと思うんですが、それをきちんと踏襲できるかどうか、それがためにどういうふうに財政投資が、投下ができるかというあたりが、今後の課題かなというふうに思います。

私はよくディスパーザーの問題でかなり研究なりいろいろな方から聞いたりした中で、そのディスパーザーのもとというのは、バイオマス構想からだという話をちょっと聞いたことがあったのです。ところが、今はそこにディスパーザーで流すことができるというところだ

けです。私はそうではなくて、バイオというかその再生エネルギー的な考え方を持ったときに、輸送手段としてこういうふうにするとうどういう負荷がかかる、でもどっちが得かとうどういう考察が必要だとうどういうふうに思っている。そういう集積方法として下水道を利用するんだと。そのためにはとうどういった手当が必要になるとかとうどういう、とうどういったその構想が必要だとう思うのです。

とうどういうところで考えたときに、じゃあ堆肥センターとうどういう連携を取るかとか、あるいはほかの下水処理場とはとうどういう体系をとるかとか、とうどういう問題が出てくるかとう思うのです。それは各論になってしまて申しわけないですけども、とうどういった1つの環境と何々と、それでこの地でとうどうして住むかとうあたりの骨子をやっぱりとうどういうときにうたったほうがいいのかなとう気が私はしましたので、一言申し上げておきます。

それでもう1点が非常に広大な土地でありますので、市内交通あるいは市民バス等がいま計画しているようであります。私は一番は、この辺の朝の通勤・通学ですね。これが日中の病院とか官庁に用事に出かける、買物をするとうどういうのも大事だとう思いますけれども、交通体系をきちんとするとうどういうこと。それぞれ親御さんが今はいろいろな労働条件で働く時代になってくと、なかなか駅までの交通が確保できないとかとうどういった状況もあるようであります。それが年寄りでも、あるいは若人でも、通学者でも、その通勤・通学あるいは用が足せるとうどういうことだとう思うのです。やっぱり家庭条件が備わない方もここで住めるとうどういうようなとうどういったものを皆さんで考えるだけでなく、我々のところへ出していただく。そしてとうどううだあだとうどういう協議がなされて計画が進んでいくような、とうどういった姿勢が必要かなとうどういうふうに思います。ただまとめてインターネットで意見を求めた、何も意見がなかった、じゃあやめますとうどういう話の前の計画がやっぱり必要かなとうどういうように、とうどういったことを感じたんですけど、所見があつたらひとつ伺ておきたいとう思います。

○議 長 市長。

○市 長 まちづくりとうどういいますか南魚沼市の基本理念、総合計画の基本構想であります。これは皆さんから議決をいただいて、その中で「自然・人・産業の和で築く安心のまち」これが全ての基本になっているわけであります。ですので、それを実現するためにとうどういう体系をやろう、とうどういうことをやろう、とうどういうことで進んでいますので、理念なきとうどういうことでは全くございませんので、ご理解をいただきたいとう思います。

ディスプレイャーはちょっと議員のご認識が、どなたから聞いたかわかりませんが、バイオマスタウンとうどういう以前に我々がディスプレイャーとうどういうことを提唱し始めたのは、要は溶融炉とうどういいますか焼却場の負荷軽減、それからこれから訪れます——もう訪れてはいますけれども、高齢者社会の中で生ごみをいちいち集積所まで持ていかなければならない、特に冬期間なんかはお年寄りも大変だと、これをやればとうどういう負担軽減は大きく進むのではないか。ここから少なくとも私は発想が出てまいりました。その中でバイオマスタウンとは違いますが、焼却炉の負荷が軽減され熱量が少なくなれば、それはまた地球温暖化防止にもつながっていくわけですからそれはそれです。これを処理場で処理をして、それをバイオマスタ

ウンのことについては、全く私はそこを想定してではなかったということをご理解いただきたいと思います。高齢化社会への対応、いわゆる独居老人とかそういう皆さん方への対応と、ごみの焼却炉の延命も含めた、あるいはそれによってCO₂の発生が少なくなる、このことであります。

公共交通であります、今、想定をしておりますのは、やはり議員がおっしゃったように車を持って運転できる方を対象には全くしておりません。通勤、通学——通学は別ですけども——あるいはお買物ができる、病院に行ける、公官庁も来られる。車を持たない人でもそこに来られると。これを目指しております、概要をちょっと以前にも申し上げましたが、各集落、大きな集落は3か所も5か所もというわけにはいきませんが、各集落には必ずバスが停車してそこに乗降できるというような方法を、今考えながら実施に移るところであります。

これはワンコインといたしまして有料化もさせていただきたい。ですから当然、通学、通勤に利用できる時間帯もあるわけですので、それはまたきちんと利用いただければと思っております。特に学生さん、あるいは若いご家庭にいらっしゃる主婦の方とか、あるいは高齢者の方、いわゆる車で交通移動ができないこの皆さん方をどうするかということが基本になっておりますので、これらもご理解いただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。簡潔にお願いいたします。

○岡村雅夫君 市長はバイオマスタウンは全然考えていないという話ですけども、生ごみとか溶融炉の延命の問題というのは、ごく私が考えれば短期的問題というふうに思います。もう少し基本的な部分で、やっぱりこれから有機をどう活用していくか。その有機の部分というのは家畜ばかりではなくて、人間の糞尿や生ごみ、あるいは森林そういったものだというふうに思いますので、そういったやっぱり情報もこれから加味した形で、各論の段階でも結構ですので、そうした方向が必要であろうというふうに思います。

私は交通体系については、今一番大変なのは通学の問題かなというような感じがします。これが本当に網羅できれば、まあまあ市内バスもあるわけでありましてけれども、非常に環境によっては、家庭によっては大変な部分かなというふうに思っています。そういった部分を手厚く考察していただければなというふうに思っています。以上です。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 振興基金の問題が22番議員からもありましたし、今ほどの質疑を聞いていてまた内容をちょっと見て思ったことですが、合併後10年を経て今後5年間合併特例債の使用期間が延びるということで、作り直したのか、見直したのかわかりませんが、既にもう事業として終わっている内容も網羅されていくつかあります。例えば市民憲章を制定します、もう制定されているわけですね。そうすると、考えるとこのまちづくり計画書というのは、最初のやつをほとんど使っている内容だろうなというように私は理解したのです。できれば、希望としてはというより、これを読み始めるときには合併から10年たって、今後5年間を展望するまちづくり計画なのかなというふうに期待をしたところなんです、ちょ

っと違うなど。まあ、これはひとつの希望、要望でございますけれども、やっぱり10年間、合併してさまざまな事業を行ってきた現時点での将来を展望した計画ということ、もう少し考えた内容にさせていただいたかったなど、そういうふうに思います。

それと17番議員から実質公債費比率の問題が出されましたけれども、実際この財政計画ができていけば、大体実質公債費比率そういった財政指標の見通しもある程度立つわけで、今後の中で18番、17番議員の市長の答弁にあったように、やっぱり早期に議会の全員協議会等を開催する中で、そういう細部についても説明願いたいとそのように所感として持っているわけですがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今回のこの新市まちづくり計画の変更と申しますか、特例債の延長の部分については、議員がおっしゃったように前のものが全部終わって、新たに進みますという部分では全くないわけです。当然前のものをずっと引きずりながら、5年間延長することによって何をしますかという、簡単に言えばそれだけなのです。ですから、基本構想から基本計画まで全部変えるということは一切ありません。それは平成28年ですか、総合計画の基本構想、基本計画これを樹立するときに、きちんと打ち出していきます。ただ、しかし今度はこれは議会議決でなくていいと、こういうことですのでそこが今、悩ましいところであります。どうしようか考えておりますけれども、それはそれとして、そういうことですのでご理解いただきたい。

ですので、延びた期間、特例債の発行可能額の中で、新市建設計画の当初、合併するときに盛らせていただいた部分を、本当にある程度どこまで消化できるのか。消化と申しますか皆さんとの約束を果たせるのか、ここが主眼でありますので、それはひとつご理解を賜りたいと思っております。

財政計画もそれぞれ含めて、公債費比率の問題も含めて、この新しい基本・総合計画樹立の際には、当然それが全部出てこなければなりませんので、それは前段に財政のほうは特になるべく早く見直し等をしながら、議会の皆さん方にお示しをしながら、進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 はい、理解しました。そういうことであれば、今後の執行当局からのいろいろな意味での説明や情報提供、これに期待して賛成をしたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第55号議案 南魚沼市新市建設計画の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は午後1時10分といたします。
〔午前11時51分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後1時09分〕

○議 長 日程第8、第56号議案 財産の取得について（ロータリー除雪車2.6m級）及び、日程第9、第57号議案 財産の取得について（ロータリー除雪車2.6m級）の以上2件を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、第56号議案、57号議案につきまして、順次ご説明申し上げます。両案とも財産の取得でございますが、予定価格が2,000万円以上の動産の買い入れとなりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議決事件としてお願いするものでございます。

両案とも除雪機械整備事業費に係る備品でございますが、ロータリー除雪車の購入でございます。ともにメーカーは結果的に異なりましたが、規格仕様は同じものでございます。そこで57号議案につきましては、この購入に当たりまして国庫補助事業で対応しております。国庫補助に係る事務処理手続等の関係上、別案件とさせていただいているものでございます。また、両案につきましては、入札等の事務処理上の都合から議会運営委員会開催時に議案送付とすることができませんで、まことに恐縮ではございましたが、本定例会初日10日に配付をさせていただいたところでございます。

それでは、最初に56号議案についてご説明を申し上げます。議案の1ページをご覧ください。1の取得する財産の表示でございますが、取得する財産はロータリー除雪車の2.6m級で、台数は1台でございます。2の取得の方法でございますが、指名競争入札でございます。3の取得価格は3,205万4,400円でございます。4の契約の相手方でございますが、市内は川窪に所在します株式会社国際自動車整備でございます。

めくっていただいて、議案の3ページをご覧ください。物品購入の仮契約書でございます。4に記載がございまして、納期は平成26年10月31日としております。

めくっていただきまして4ページをお願いいたします。入札調書でございます。この6月2日に入札を執行いたしました。3社の応札がございまして、税抜き2,968万円ちょうどで、株式会社国際自動車整備が落札したものでございます。落札率は98.68%でございます。隣の5ページには、契約の相手方の概要を記載してございますが、ご覧いただきたいと存じます。

次の6ページからは、本ロータリー除雪車 2.6m級の仕様書でございます。7ページから10ページにわたります、最大除雪量、投雪距離などの性能、除雪装置の形式、全長、全幅、総重量などの主要諸元、エンジンの形式、出力、その他計器類など項目にいたしまして11項目に係る仕様が記載しておりますし、11ページにはオプション装備として備える除雪装置等の記載がございます。次の12ページは特記仕様書でございます。13ページには、全長、全幅などが記載されました外形参考図を添付してございます。

冒頭に、規格仕様は同じですがメーカーは異なると申し上げましたが、本案の除雪車は新潟トランス株式会社、NRという形式で製作しているものでございます。ご覧いただきたいと存じます。以上で、56号議案につきましての説明は終了いたします。

次に第57号議案でございます。1ページをお願いいたします。1の取得財産の表示でございますが、56号議案と同様ロータリー除雪車の2.6m級1台でございます。取得の方法は、指名競争入札でございまして、3の取得価格は3,151万4,400円でございます。4の契約の相手方でございます。魚沼市に所在いたします有限会社小出自動車工業でございます。

めくっていただきまして3ページをご覧ください。物品購入の仮契約書でございます。これも4の納入期限に記載のとおり、納期は本年の10月31日でございます。

次の4ページをお願いいたします。入札調書でございます。56号と同じく、6月2日に入札を執行いたしまして、応札は3社。税抜き2,918万円、落札率で97%ほどでございます。どうか、有限会社小出自動車工業の落札となったものでございます。5ページには、契約の相手方の概要が記載してございます。6ページ以降には、前議案でご説明申し上げました性能、それから主要諸元などが記載された仕様書、それからオプションの装備、特記仕様書、最終13ページには外形図を添付してございます。ご覧いただきたいと存じます。

なお、本案の除雪車のメーカーは、北海道札幌に所在します株式会社日本除雪機製作所、先ほどのNRに対してこれはHTR何々というような形で出ている除雪車でございます。

以上、56号、57号議案の2件につきまして、ご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 一括して質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 まず2点伺いたいいたします。1点目が今ほどお話がありましたけれども、入札をする段階で仕様書をつけてたまたまこの機種になったということですが、入札をする段階でこの仕様書であるのか。それとも、この前項のほうは新潟トランスの、そしてまた次のものは新潟除雪機というか日立というかそういうふうになったのですけれども、そこまで指定をしてやるのか、しないのか。そこをまず第1番目に聞きます。

それでその次に聞きたいのは、私はこういう機械はよくわからないのできのうインターネットを見ていたら、最初の新潟トランス製のほうが、油圧ポンプの不具合があって走行不能になるおそれもあるということでリコールの対象機種になっていました。これが平成25年10月のあたりからことしの1月あたりまでの製造機種57台がそうだということなので、多分、それから外れたものの契約にはなると思います。けれども、そういうふうな事情のある

ところなので、こういうふうなことで仮契約も済んでいるわけですがけれども、そこまでの経過、そこら辺を教えてください。2点。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず1点目ですが、メーカーの指定はしてございません。それから、先ほどの機械の不具合等ですが、その部分につきましてはこの除雪車もメーカーは数少のうございます。しかも、建設機械整備事業ということで、国等の指導、方針等もよく入っている内容のものでございます。そういった不具合については、私どもはもとより県、国からもメーカーのほうに指導が強く、的確にいくものでございまして、その部分については十分に改良されているものだし、検査の時点でも確認する予定でございます。以上でございます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 では、最初の質問からしますと、新潟トランス製、そしてまた日立製というのは指定をしたわけではないということで、それでその機種がきたということです。その部分はまた後で触れますけれども、一番私が心配をしているのは、リコール機種だということ。それは今お話ししましたように、当然リコール機種になれば、それは豪雪地帯のここだけの問題ではないですので、いろいろなところでその話がいつて手配はするのでしょうかけれども、もう仮契約をしているのですよね。それで、ほかのところでも、国でも県でもやりまますよ、うちもやりまますよではなくて、油圧ポンプの不具合があって、どこがどうなってどういふふう改善がなされるので、私たちのところは大丈夫だよと、仮契約をしてもいいのだという判断がしてあると思うのです。そこら辺の経過を踏んだのかどうか、そこをちょっと聞いてみたい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 先ほどお話がありましたように、リコールのありました機種につきましては、製造期間が昨年10月からことしの1月までということで、その間に製造されたものに限っております。そして、油圧計の入力軸が規制値よりもちょっと長かったということで、駐車ブレーキが作動する誤操作がおきるということです。それが、原因がはっきりしてメーカーさんのほうで既に対象機種については改修済みということで、今回案件になっています機種につきましては、これから本契約後に製造されるものでありますので、問題がないと考えております。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 はい。時期もそうですし多分大丈夫でしょうけれども、こういう冬場の大事な大型機械ですので危険性もあるわけです。そういうものが、納入業者といいますか仮契約の相手方から、一連の経過が、契約相手であるこの自治体、市のほうにはきちんと仮契約の段階といいますかそれまでの間に、きちんと説明があったのかというのが1点。

それと、これは関連ですので次のものも影響すると思いますので、もう1点だけ聞きますけれども、この仕様書は、特別仕様のところも、オプションのところも全く同じ仕様書ですよ。普通であれば、国庫補助だの補助ではないだのは関係なく、全く同じ大きさのものを

同じ日にぼんと出せば、私は個人的に——変な意味で言っているのではないですけど——単純に考えると、同じ金額で入札が出てくると思うのです。この2議案を見ると、ちょうど2万円ぐらいずつ違ってこういうふうな形になったのですけれどもそういうのって——入札なんて、応札して開けて、はい決まりということになるので、そういうところのチェックといいますかは必要ないのかなというところがあるので、そこまでは手が回らないよというようなことが2点目。

そしてもう1点、またちょっと戻るのですけれども、もう大丈夫だというようなことで仮契約をしたのですけれども、こういう経過がある機械ですので、万が一、納入していろいろなことがあったら、そういう危険負担はどうかというところを契約上、今後本契約までにお話を出すつもりはあるのか。多くなりましたが3点だけ最後にお聞きします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1点目の入札に際し、メーカーさん、納入業者から説明があったかという部分でありますけれども、私どものほうにはそのリコールがあった時点で、「ありました」という連絡は当然きておりますけれども、契約サイドに私どものほうからは、そうは伝えてはありませんでしたので、この入札に参加された業者さんが、契約担当のほうに連絡をしたかということについては、担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

2点目ですけれども、全く同じ機種でということであります。全くそのとおりなのですが、先ほどご説明させていただきましたように、補助事業と単費ということで、補助事業にその契約書関係の写しを添付して手続をさせていただきますので、明確にこの機種が該当しますという手続上のことから、このようにさせていただきました。仕様書につきましては、全く同じものです。去年は2台購入させていただいた件はありますが、それは単費でしたので、2台を一括で入札をさせていただいております。分けた意図はあくまでも、補助事業上の手続ということでご理解いただければと思います。

今後、リコールされた部分に不具合があった場合ということですが、仕様書の中で10の保証のところ、納入後1年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には云々ということで、それについては納入業者のほうに責任を負うということで書かせていただいております。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 すいません、私の聞き方が悪かったので、2つの議案の中で、別々に分けたというのは、国庫補助の関係でわかりやすくするために分けたとそれはわかるのですけれども、同じ日に、全く同じ仕様で見積もりを出してくださいというふうに出せば、同じ会社だったら同じ金額でぼんぼんと……。前の号も後ろの号も同じ機械なので、Aという会社は多分同じ金額で出るのが普通かなというふうに私は思うのですけれども、それがちょうどまい具合に微妙に変わってきているというところまでは、入札を受ける、応札を受ける側ではちょっとそこまではチェックがいかないのかという、言っていることはわかりますか。「はい」と叫ぶ者あり）言っているところだけちょっと確認したい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議員のおっしゃるとおり、そこまでのチェックはでき得ないと思います。はい、以上です。

〔「それでいいです。わかりました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この2つの除雪車の入札に関連してですけれども、ちょうど同じ6月2日の入札であります、実はもう1台、小型ロータリー除雪車の入札が行われましたけれども不調であったと。その後は随契ということで1,404万円で契約ということが、市のホームページに載っておりました。これを随意契約を受けたのが、今回2つの入札で落札できなかった小柳機械整備工場というふうになっている。どういう事情で不調であったのか。

多分、この2件を見ますと、小柳さんが市の予定価格3,007万円よりも高い金額を出してきたわけであり、落札した2社についてはそれより低かったと。小型のこの部分についてこの1社も多分、応札したのではないかというふうには思っておりますけれども、そういう部分についてはホームページでは見られないということでしたので、この不調の理由、その部分をちょっと説明願いたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 理由は具体的にこちらでは判断したりは、あくまで推測でしかございませんので、予定価格を参考見積もり等で設定するわけですが、それに対しての応札ですので、なぜ不調になったかという理由は、こちらのほうではわかりません……（何事が叫ぶ者あり）なぜというのは、要は予定価格に達していなかったから不調になったということでございます。以上でございます。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この小型ロータリーについては、小柳さん1社のみが応札したということなんでしょうか。ほかの2社も入ってきて3社とも高かったと、そういうことですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 そのとおりでございます。以上でございます。

○議 長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 57号議案ですけれども、5ページ目の4番、ロータリー除雪車の平成25年度のところで、資料の間違いで誤字でないかと思うのですが、魚沼市2台、魚沼市1台というふうに私は思うのですがそこがどうなのか。

あと先ほどからいろいろなものがありますが、ちょっと言葉が悪いので、やっぱりやめよう……。そこのところをお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 これは相手方からきたものをそのままこちらのほうに転記しております。出たものがそのままきていますけれども、再度チェックさせていただいて後ほどご報告させていただきます。以上でございます。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 相手側から出てきた資料をそのまま転記しているのはしているでいいのですけれども、そうすると、例えば売り上げのごまかしとかも可能といえば可能になりますよね。そのまま調べないとか。例えばうちの市のことがかかわっているのであれば、そこはチェックしておかなければいけないのではないのかというふうな思いがあるので、これはどちらが間違えたのか、どこが間違いであったのか、そこのところはよくよく注意して執行にあたっていただければと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 仰せのように努めていきたいと思えます。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 説明で、新潟と北海道という話が出ましたが、よく、こういった機械は、特に新潟の雪は特殊だということで、通常でいくと昔は大原鉄工所ですか、そういう産だという話をよく聞いたことがあるのです。北海道でも新潟仕様をつくっているというふうに捉えればですが、実際、今、市が所有している品物で、HTRとNRがどの程度の割合になっておりますかをひとつお聞きします。

私はメンテナンスの面から、あるいは調達の方からすると、機種を選定というか指定は、あつてしかるべきではないかという気がしているのです。そして、あとは企業努力ということだと思っております。なぜ、機種を指定しないのかという、それは国交省の問題とかいろいろ言うと思えますけれども、我が市としてはほとんどがNRだとか、だからそれを指定したいというようなことは、私は可能だと思っております。そうすれば、整備工場等も毎年整備するわけありますので、マニュアルもほとんど同じマニュアルでいけるかと思っておりますが、その辺をひとつお聞きします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今、市内のほうでとりあえず対応しているところということで、3社を指定させていただいております。そこがそれぞれ新潟トランススを取り扱っているところ、それから日本除雪機製作所と取引をしているところということで、そういう会社がありますので、私どもは仕様書の中では、能力、規格が備わったものが入ればいいわけですので別に指定はしておりません。

そして、傾向としてですけれども、新潟トランススと日本除雪機製作所の除雪車の比率ですが、詳しいことは今データとして持つてはおりませんが、そう数には違いがないと思っています。合併前は、それぞれの町で……。すみません、全体で28台あるうちの、日本除雪機が15台、そして新潟トランススが13台ですので、ほぼ一緒ということなんです。傾向としますと、六日町は新潟トランススさんのものが以前はよく納車されておりました。塩沢町は日本除雪機製作所さんのものが納車されておりました。その理由につきましては明確ではありませんけれども、個々にはそんな経過があつて、現状は1社に規定することなく入札をさせていただいております。以上でございます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 機種についてはわかりましたが、今、ちょっと答弁の中でメンテナンスと
いうか整備の関係で、取扱会社というような話が出たような気がしましたが、結局、そうい
った機種によって整備会社も決定するというようなことですか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 修繕のときには、その機種を納車していただいたところを優先的に頼んでい
るのが実情でございます。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 ここで、先ほど議席番号 22 番・牧野 晶君に対し、保留していた答弁につ
いて、財政課長から発言を求められておりますのでこれを許します。財政課長。

○財政課長 先ほど牧野議員から質問のありました 57 号議案、5 ページ、ロータリー除雪
車の納入実績の平成 25 年度でございますが、300 P S 級 魚沼市 2 台とあるのは、南魚沼市
2 台の間違いでございます。私どものチェック不足ということで大変申しわけありませんで
した。以後、気をつけたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 第 56 号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 56 号議案 財産の取得について（ロータリー除雪車
2.6m 級）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 56 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 第 57 号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 57 号議案 財産の取得について（ロータリー除雪車
2.6m 級）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 57 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 58 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題と

いたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 第 58 号議案につきましてご説明を申し上げます。この人権擁護委員で、今現在人権擁護委員を務めていらっしゃいます若山文雄氏は、平成 26 年 9 月 30 日をもって任期満了となりますけれども、引き続き人権擁護委員の候補者として人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

若山氏は 2 期 6 年間、人権擁護委員としてご尽力いただくとともに、平成 24 年 4 月からは事務局長としてご活躍いただき、平成 25 年 6 月には新潟県人権擁護委員連合会長表彰を受けております。現在は南魚沼市選挙管理委員会委員長を務めておられるなど、人格、識見ともに申し分のない方でございます。

なお、任期は平成 26 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。よろしくご審議の上、皆様方からご同意というかご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

○議長 長 採決は起立により行います。第 58 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって第 58 号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長 長 日程第 11、発議第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 では、発議第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出についてを説明申し上げます。本発議は請願第 3 号に基づく発議でございます。内容につきましては、皆さんのお手元に配付されておりますけれども、今の 40 人学級については 30 年以上前から変わっていないものであります。しかし、30 年前に比べまして、教育環境は大きく変わっています。特別支援教育、食育教育、小学校の英語教育等とあわせて新しい学習指導要領によります授業時数、指導内容の増加等々、さらにそういう状況もありまして、不登校とかいじめなどは 30 年前に比べると大変深刻な教育課題になっているところであります。

そういう中で教職員が子どもたちと向き合って、行き届いた教育ができるよう少人数学級を目指したいと、こういうものであります。少人数学級につきましては、別紙に記載のとおり、全国各地でそれぞれ取り組んでいるところでもありますけれども、新潟県におきましても記載のとおり取り組んでおりますが、国はそれらにつきましてはあくまでも地方の負担ということで、財政力によって取り組みの差異が生じてしまう、そういうところからまた教育の格差が出てしまう可能性があるというのが現状ではないかというふうに思います。

2番目の教育予算の件につきましては、そういう教育の格差が生じないように、行き届いた教育が均等に行われるように、2006年から今ほど言いました教育費の国庫負担2分の1が3分の1になりましたけれども、実質的に教育に使える義務教育費として、国庫負担率を2分の1に戻してもらいたいということでもあります。昨年とおおむね同じ内容の意見書であります。今回もぜひとも皆様方全員のご賛同を得て提出したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について説明をいたします。昔は聾学校とかでは手話は禁止されていたり、社会的には手話を使うことで差別されてきたという長い歴史があると伺っております。その中で、この「手話言語法」が、もし、皆さんがあげていただけるようであれば、聾学校の子どもたちは手話で学べ、手話の授業も受けられるようになったりするということでもあります。

その他、さまざまな場面での手話通訳がきてくれるようになり、その方たちが非常に助かるということがございます。また、聞こえない赤ちゃんにも手話で育てる環境を提供できる

ようになったり、テレビ等でも手話通訳がつき、災害時など直ちにわかるような整備がされるということでもあります。

手話は言語である、手話を音声語と同じように生活のあらゆる場面で使える、そういった法の整備が、この意見書がとおり、また法で整備されればなるということで、ぜひ皆様方の、全員の一致をもってこの意見書をあげたいと思っております。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第3号「手話言語法」制定を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、発議第4号 集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。3番・田村眞一君。

○田村眞一君 ただいま紹介されました発議第4号 集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書の提出について提案説明を行います。まず、皆さんからこの文章を読んでもらったという前提のもとで、3月議会以降のこの間の経過について、まず皆さんに情報提供という形でご報告、説明をさせていただきたいと思っております。

3月議会では残念ながらとおりませんでした。しかし、新潟県内、全国的にもそうですが、新潟県では政令指定都市の新潟市で憲法解釈に関する意見書が賛成35、反対18で採択をされた経過があります。お隣の湯沢町でも採択をされました。

5月に入りました。5月15日に安保法制懇から報告書が出されました。今の憲法のもとでも、他国の戦争に参加する権利、集団的自衛権は行使できるという内容の憲法解釈についての報告が出されたわけでありまして。5月28日、衆議院の予算委員会の中で安倍首相は、「武力行使はしてはならない」「戦闘地域に行ってはならない」という憲法9条2項の2つの歯止めを残すと言いませんでした。さらに安倍首相は、日本の自衛隊の活動範囲の見直しを示すことを示し、戦闘地域に行くこともあり得ると言いました。石破自民党幹事長の発言をご紹

介したいと思います。5月2日、「まずは限定した事例からスタートをして、さらに広げることができるとおっしゃいました。5月17日、「将来は多国籍軍参加もあり得る」そして「自衛隊が他国民のために血を流すことになるかもしれない」とおっしゃいました。さらに言いますと、自民党の野田聖子総務会長が雑誌「世界」という6月号でこうおっしゃいました。

「集団的自衛権が行使できる、武力行使ができるとなれば、自衛隊は軍になる。軍隊は殺すことも、殺されることもある。今の日本にどれだけそこに若者を行かせられるでしょうか。集団的自衛権の限定容認論について、限定というと、何か抑制的に聞こえるけれども、具体的に何であるかは明らかになっていない」と、この雑誌の中でおっしゃってありました。

最後に、ことし3月の新潟市議会でおった意見書の立憲主義の部分を皆さんに紹介したいと思います。仮に、従来の政府の立場を変えたいのであれば、なぜ変える必要があるのか、どのように変えるのか、変えたい結果が国民や同盟国、近隣諸国、国際社会にどのような影響を及ぼしていくのかなどに、深く慎重に検討していく必要がある。時の政権によって、憲法解釈の変更が安易になされないようにするのであれば、憲法の国家権力を規制するという最高規範としての存在意義すら危ういものと考えます。政府によって、国民的議論なしに政府による憲法解釈の変更がなされないことを強く要望します。この意見書が、賛成35、反対18で採択をされました。

最後になりますけれども、現憲法以降、日本の自衛隊は60年間、この憲法のもとで殺し、殺される状況なく、ここにきたわけであります。あの戦争、15年戦争を経て、日本国民300万人、アジア1,000万人の尊い犠牲のもとで、この日本国憲法ができて、この憲法ができたことによって、日本は国際社会の仲間入りができたと思います。ぜひ、きょうお集まりの全ての議員の皆さんから、そこをひとつしっかり受け止めていただいて、この意見書にご賛同いただくことを、心から訴えまして説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 質疑を行います。15番・中沢一博君。

○中沢一博君 提出者の憲法に対する平和主義、また基本的人権の尊重、また国民主権主義の3原則というのは、私も世界に誇る憲法であるというふうに自負しておりますし、誇れるものだと思っております。

提出者がおっしゃるとおり、歳月をかけて守り抜き勝ち取ってきたものであるというふうに実感しておりますけれども、やはりこれは当初のままであるならば、私は慎重かつ真摯に議論していかなければいけないというふうに思っております。この意見書の中で、自衛隊が海外の戦闘地域で戦闘行為に参加するものであるというふうに断言されておりますけれども、先ほどちょっと触れましたが、かなり今変わってきているというふうに私は実感しております。どのような捉え方で、このような発言をされているのかということであります。

それともう1点。前回、同僚議員からの夜間の歩行訓練の件がありました。ちょっと私が確認したいことは、提出者はこの自衛隊という部分に関しまして、どういう位置づけを持っておられるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長 提出者。

○田村眞一君　ただいまの質問に答えたいと思います。ただいまの最初の部分であります
が、この集団的自衛権というその意味合いをぜひ捉えてほしいと思っております。集団的自
衛権というのは、先ほどの野田聖子さんが言ったとおり、まさに海外の、他国の戦争に参加
する権利というのが、もう国際的な通例であります。他国の戦争に参加する権利という点が
通例であります。ですから、それが先ほど言った限定論も含めてですが、率直に言いまして、
政府はそこを小さく見せているというふうには私は言わざるを得ません。

そして、過去の事例をちょっと紹介いたしますが、この「集団的自衛権を」ということが
入るならば、文字通り、過去の戦争を紹介いたしますと、2001年アフガニスタン戦争では、
イギリス人が488人、カナダ158人など、同盟国で1,112人が亡くなられたわけでありま
す。ですので、そこら辺をしっかりと受け止めてほしいと思います。

それで、憲法上では個別自衛権は認めているという状況のもとで、自衛隊は文字通り急迫
不正の外国からの侵略に対して守るという個別自衛権の点では、これまでの政府の解釈はそ
の範囲だということもあわせて強調していきたいというふうに思っております。

2つ目のその自衛隊に対する認識ですけれども、我々はもう自衛隊については文字通り
憲法違反の存在だという立場を、一貫して当初からとっています。ただ、災害等があるわけ
ですので、その範疇では認めるという見地で、やはりこの自衛隊というのは一つの軍隊だと
いう形で私どもは捉えているということを申し述べたいと思います。

○議　　長　　15番・中沢一博君。

○中沢一博君　提出者のほうでいきますと、この集団的自衛権というものは、今のままで
は歯止めがかからないという、そういう部分に関しては、私は重々、全く意見——そのため
に今、与党間で協議をされているわけです。

その中で、今おっしゃったように、どこを見ても他国と戦争に参加するなんていうことは、
どこも私は言っていないと思っているのですけれども、そういう見方をすること自体がどん
なものであるかというふうに実感しております。

それで、私はもう1点お聞かせいただきますけれども、国際平和協力というのはどのよう
にお考えでしょうか。今の時代につきまして、お聞かせいただきたいと思えます。

○議　　長　　提出者。

○田村眞一君　お答えいたします。国際平和協力といった場合に私どもの立場は、まさに
安倍首相は積極的平和主義ということを申されますが、先ほど言ったとおり、あの戦争の教
訓を得て軍隊を持たないと、憲法9条、平和主義を掲げている憲法を生かした中での積極的、
国際的な活動を広げていく、普及していくという立場が大切だと思っております。

いろいろ現在も国と国との争い事があります。そうするとそういう中での紛争を武力で解
決しようという傾向が根強くあるわけですけれども、我々はこの憲法の立場で、あくまでも
話し合い、外交力で解決していくことが、今の世界の情勢といいますか到達に合った最も有
効的な対応だというふうに思っております。

○議　　長　　15番・中沢一博君。

○中沢一博君 抽象的な部分はわかるのですけれども、今現在、私たちは地方議員かもしれませんが、国もそうですけれども、どうしてこの国を、国民の命を守るか、財産を守るかという、やはり具体的に真剣に、ただ反対云々ではなくして、具体的にどう進めたら守れるのだろうかという、私はそういう審議も大事ではないかというふうに感じるわけがあります。

最初、自衛隊云々がありました。海外云々ありました。1992年のPKOは、かなり論議されましたけれども、今、私はいい方向にいていると思っています。その歯止めのために私は今、一生懸命やっているというふうに実感しております。その点に関しまして、例えば個別的自衛権の問題、警察権の問題等を、どのように総合的に考えてこのような意見書を出されたのでしょうか。最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長 提出者。

○田村眞一君 お答えいたします。私どもは、例えば日本はアメリカと日米安保条約ということで軍事同盟を結んでいるわけですけれども、そういう同盟ではなく対等——今の安保条約というのはまさしく従属的だという立場で思っているわけですけれども、私どもが目指す、特に、皆さんがご心配している北朝鮮も含めてですけれども、北東アジアの安定をどうこれから解決していくかという1つの方向性として目指しているのは、ASEANですね。東南アジア諸国連合のASEANの考え方であります。

先ほどとだぶるところがありますが、争い事は平和的に外交的に解決する、力の外交ではなくて話し合いでやっていくという立場で、北東アジアにもこのASEANのような考え方で、北朝鮮、韓国、中国、この北東アジアで、本当に戦争を起こしてはいけないという立場での北東アジア構想を、ことし1月にありました第26回党大会では提唱しております。これは韓国の今の大統領も提唱しているという一つの構想であります。そういう平和の流れを促進していけば、先ほどいったとおりの自衛隊、その武力を持たない方向に大きくかじがとれるという方向性を展望しているところであります。以上です。

○議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 聞きたいのですが、提出者の基本的な考え方は別にしまして、今、ここで意見書を出そうとしている趣旨、それをちょっと確認をしたいのですけれども。本来根底に考えていることがなければ、こういうことは出てこないかもしれないのですけれども、私どもは、今この集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書についてお話をしているのです。「今」は憲法に規定して、ここに書いてありますけれども、海外で武力行使をしてはならないという憲法に、この集団的自衛権の解釈を閣議決定で憲法を曲げてしまう、そこが一番いけないと言って、この憲法解釈は閣議決定ではしないしてほしいということをいっているのかなど私は思っているのですけれども、それでいいのかどうか確認したい。

○議長 提出者。

○田村眞一君 ただいまの質問に答えますが、そのとおりであります。そういう思いで出しているところでありますので、その点は間違いありません。

○議 長 質疑を終わることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。11番・鈴木一君。

○鈴木 一君 歩む会を代表しまして、集团的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書の提出に反対の立場で討論に参加します。戦後70年近く、戦争もせず、核もミサイルも持たず平和を守ってきた日本。世界でもまれな国と考えています。例えば、かの大国に向かって戦争をやって今さら何の得があるのでしょうか。覇権を争う口実も国もありません。憲法、この解釈が変わることではなぜ戦争になるのか、説明には全く理解できません。

敗戦国、ドイツ、イタリアでは何十回と憲法改正をやってきましたし、そのことに何も問題はありませんでした。本来日本もこうあるべきだったのではないかと考えています。第二次大戦は大きな犠牲者も出しました。しかし、大義は欧米列強からの植民地支配からの解放だと、私は考えています。現在、東南アジアで日本を非難する国は、ほとんどありません。大義は大義として、悲惨だったことは間違いありません。戦争を肯定するものでもありません。集团的自衛権を行使できない国は、世界でどれほどあるのでしょうか。多分、何か国もないと思っています。そういう国に、事あるとき、守ってくれるだろうか。否、非常に身勝手であります。

今、考えてみてください。南沙諸島、西沙諸島、どうでしょうか。日本にも東シナ海、主張する領土は絶対譲らないという思想を持つ大変な国と向かい合っています。今も空と海で一触即発の状態です。日本だけでかの大国に対抗できるはずもありません。今、かの大国以外危惧している国はありませんが、どうやって国民を守れるのか教えていただきたい。日本だけが蚊帳の外、「安全なところでいて、守ってください」甘い考えであります。

集团的自衛権行使イコール即戦争と考えるのは、日本という国を理解せず、全てを悪い方向に導こうとしていると思っています。まだ、現在ルールづくりもできていません。時期尚早と私は考えています。皆さんの参同をお願いいたします。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はこの意見書案に賛成の立場で討論に参加をしてみたいと思います。今ほどの提出者の説明で全てでありますけれども、今ほどの反対者の話を少しとって反論をしてみたいと思います。

戦争がないのがまれ、戦争がなくてよかったではないですか。私はそういうふうに捉えるべきだと思います。それはなぜかという、この憲法によって歯止めがあったということなのです。海外での武力行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならない、ゆえに集团的自衛権の行使は禁止をすると、これが従来の政府の解釈であります。それを今、急にこの専守防衛のみでなく、憲法の解釈を変えたいということ、一首相がその私的諮問機関に委ねて、答申をさせて、それをまことしやかに閣議決定をしようとしているわけです。そして、戦争を望む人がいないと言いながらも、この解釈変更によって、武力行使の可能性が出

るということは否めない事実であります。その可能性があるということを首相みずからも否定していないわけでありますので、今まで日本がとってきた対外的な姿勢とは違ってくるといふことなのです。

今、いろいろな方々が声をあげております。特に国民の反応は、憲法9条改定について必要ないが38.4%、要するに29.9%が38.4%に伸びているのです。そして改定すべきと思わない、それが37%だったのが51%に伸びているという、こういった朝日新聞の調査結果も出ているわけでありまして、今、国が、首相がやろうとしていることは、国民とは違った方向で進んでいるということ、私はここでしっかり捉えるべきだと思います。

そして、改憲をしても、あるいは改憲をしていかなければならないという立場の方でも一々学者であります、堂々と憲法改定に沿った改憲手段を選ぶべきであると、それは国民の審判を仰ぐということなのです。それがなされないままにこういった形で進んでいくことは、私はいかなものかというふうに思います。

そして、なぜ国民がこういう心配をするのか、あるいはそれぞれの学者が唱えるかといいますと、最近、極めて異常だと思ふことが幾つか国会でとりざたされています。秘密保護法とか、あるいは今、急激にはこの集団的自衛権がやり玉にあがっているわけでありまして。ゆくゆくは憲法改定に結ぶ、あるいは最近の話でいえば武器輸出これも容認していこうではないかとか、あるいはこれがどんどん進んでいくと、徴兵制をもしなければ今の自衛隊では戦えないのではないかなんて話まで出てきていますね。

やはり、ここでこういった解釈を容認していくこと自体は、大変な国の変化をもたらしていくと、今まで培ってきた信頼を一挙に崩していくということは、これは間違いなくことであるというふうに私は思っております。

以上、簡単ではありますが、賛成討論に変えさせていただきます。

○議長 長 次に原案に反対者の発言を許します。14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 私は発議第4号 集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書の提出について、反対の立場で会派を代表して討論に参加をいたします。

まず最初に、この集団的自衛権は、国連憲章で国家固有の権利として認められているということでございます。先ほども話がありました。日本は戦後70年近く、一貫して平和国家としての道を歩んできました。今後もこのことは変わることはありません。しかし、平和国家であると口で唱えるだけでは、なかなか私たちの平和を守ることはできないのであります。

テロリストが潜む世界の現状に目を向けたとき、いつ何どき突然の危機に直面するかもしれません。現状では日本はアメリカと日米安保条約を結び、万が一、日本が他国から攻撃されたら、アメリカ軍が日本を守るために行動をいたしますが、もし、アメリカが他国から攻撃されても、日本の自衛隊はアメリカ軍と一緒に戦うことはできません。これでは国際的な非難を浴びることは目に見えています。

そして今、政府が議論している見解は、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるおそれがあること。さらに、ほかに適当な手段がなく、

必要最小限の実力行使にとどまることを条件に、自国が攻撃を受けていなくても武力行使を憲法が許容するというような見解を示しております。

意見書にあります集団的自衛権の行使容認は、自衛隊が海外の戦闘地域で戦闘行動に参加するものであるというふうに書いてありますけれども、そういった短絡的なことではないと。決してそうではありません。また、先ほど災害のことも話がありましたけれども、東日本大震災のときに、自衛隊の方があれだけ活躍してくれました。それはふだん訓練をしているからで、何にもしていないで、そのときだけなんてことは考えられません。ふだんきちんと訓練をしているからこそ、自衛隊だからこそきちんとできるというふうに私は考えております。

以上のことから、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書の提出には反対をいたします。皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第4号 集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書の提出について、賛成の立場で討論に参加するものであります。この意見書提出に反対者のお2人の意見をじっと聞いておりました。まず最初の方の、敗戦国が憲法改正で臨んできたこと、まさにその点であります。まさにその点です。日本国憲法は最高法規であります。この最高法規に違反をするようなことは、日本国民であればできない、当然であります。その日本国憲法が時代に合わないというのであるならば、国民的議論を巻き起こし、そして正々堂々と日本国憲法を改正して臨めばいいわけであります。

3月議会で出されたときは、残念ながら賛成の立場で討論には参加をしませんでした。私は一貫して、最高法規である日本国憲法、これに従わないということはありません。この部分を私は一番に考えておりました。

先ほどの質疑者の中でも、政府内部でも、この集団的自衛権の行使については慎重であるべきだ、今そういう議論を十分しているのだ、全くそのとおりであると思っておりました。集団的自衛権の保持は、これは国際法上も認められている。しかしながら、その行使については、それぞれの国の憲法においてどのように規定されているか、これが一番大事なわけでありませぬ。もしも、この行使をやろうとするならば、日本国憲法を堂々と改正をしてやればいいわけです。日本国憲法がそうであるとするならば、私は日本国民でありますから、そのとおりに従う。そういう立場であります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第4号 集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意

見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第4号は否決されました。

○議 長 日程第14、発議第5号 南魚沼市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。議会推薦の南魚沼市農業委員会委員は3人とし、内山裕子君、中澤玲子君、山田幸子君、以上の方々を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって議会推薦の南魚沼市農業委員会委員は3人とし、内山裕子君、中澤玲子君、山田幸子君、以上の方々を推薦することに決定しました。

○議 長 日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第166条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よってお手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定しました。

○議 長 日程第16、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長から所掌事務について、各常任委員長から所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもって、平成26年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

〔午後2時24分〕